

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社の取締役という立場において、コンビニエンスストアのB店で業務に従事しているところ、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託して、平成〇年〇月〇日に労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として労働局長から承認を受けていた者である。

請求人は、平成〇年〇月〇日、振込業務のため、自ら自動車を運転してC銀行D支店に向かう途中、交差点において、右折待ちをしていた自動二輪車に追突（以下「本件事故」という。）し、負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同月〇日、E病院に受診し「頸椎捻挫、右足関節捻挫」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、F整形外科に転医し、「外傷性頸部症候群」と診断された。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件負傷は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給したが、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「本件請求期間」という。）に係る休業補償給付については、本件請求期間の全ての日において、特別加入申請書に記載された業務の内容全てができない状態であったとは認められないとして、これを支給しない旨の処

分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間にかかる休業補償給付の請求に対し、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

当審査会としては、請求人運転の自動車による自動二輪車への追突という本件事故の状況及び本件負傷から2日後の受診であったという事情、受傷の部位と治療内容を精査したところ、長期にわたる療養が必要であるとは判断し得ないものであること、さらに、G医師及びH医師共に、請求人の状況につき、全部労働不能であるとして本件請求期間について休業を要する旨の所見は示してはいないことなどの点からみて、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件請求は認められないものであると判断する。

### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした、本件請求期間にかかる休業補償給付を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。